

# 子ども手当のご案内



照会先 子ども家庭課 ☎ 23-8965

次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する観点から、子ども手当の支給制度が創設されました。この手当は、子どもを養育している方に支給されるものです。なお、所得制限はありません。

- ◆請求対象者 子どもを養育し、かつ、市内に住民票のある方
- ◆対象児童 中学校修了（15歳に達する日以降の最初の3月31日）までの子
- ◆手当月額 子ども1人につき 13,000円（平成22年度）
- ◆請求案内 該当する方には、下図のように4月中旬以降に「子ども手当」に関する通知を発送します。  
5月になっても通知が届かない場合、または単身赴任など子どもを別居監護している場合などで、該当すると思われる方は、子ども家庭課へお問い合わせください。  
なお、公務員の方は、勤務先での請求、受給になります。勤務先でご確認ください。
- ◆提出先 子ども家庭課（旧子育て支援課）または東部・西部支所、各地域事務所
- ◆臨時受付 通常時間の受け付けのほか、臨時、延長窓口を開設します。

場 所：市役所1階・子ども家庭課  
 臨時窓口：4月24日（土）午前9時～午後5時  
 延長窓口：4月26日（月）・27日（火）午後9時まで

- ◆支給対象月 原則として請求日の翌月分から支給します。  
ただし、平成22年4月1日において子ども手当の支給要件に該当する方で、9月30日（木）までに認定請求書または額改定請求書を提出された方は、4月分から遡って支給します。
- ◆支払月日
  - ① 6月11日（児童手当2・3月分と子ども手当4・5月分）
  - ② 10月11日（6～9月分）
  - ③ 2月11日（10～1月分）

※いずれも11日が休日の場合は前日に支払い  
 ※認定請求書または額改定請求書を5月7日（金）までに提出した方は、6月に口座振込による支給になりますが、この日以降の提出になると、遅れての振込みになります。

## 6月（2.3.4.5月分）の支給例 ※5月7日（金）までに必要な手続きをした場合

(例1) 3月までの児童手当受給者で、養育する児童が、1歳、5歳の場合

児童	2月分(児童手当)	3月分(児童手当)	4月分(子ども手当)	5月分(子ども手当)	6月支払額合計
1歳	10,000円	10,000円	13,000円	13,000円	46,000円
5歳	5,000円	5,000円	13,000円	13,000円	36,000円

(例2) 3月までの児童手当受給者で、養育する児童が、5歳、14歳の場合

児童	2月分(児童手当)	3月分(児童手当)	4月分(子ども手当)	5月分(子ども手当)	6月支払額合計
5歳	5,000円	5,000円	13,000円	13,000円	36,000円
14歳			13,000円	13,000円	26,000円

(例3) 児童手当の受給者でなかった方で、養育する児童が、5歳、14歳の場合

児童	2月分(児童手当)	3月分(児童手当)	4月分(子ども手当)	5月分(子ども手当)	6月支払額合計
5歳			13,000円	13,000円	26,000円
14歳			13,000円	13,000円	26,000円

平成 22 年度子ども手当の費用内訳

子ども手当（13,000円）の中に、今までの児童手当が含まれる仕組みとなり、二重に支給されるということではありません。子どもの年齢や出生順位にかかわらず、4月から一律に、中学校修了までの子どもに月額13,000円が支給されます。

養育する子ども

【0歳から3歳未満・第3子以降】

児童手当分 10,000円	子ども手当分 3,000円	= 月額手当13,000円
------------------	------------------	---------------

【3歳から小学校修了前】

児童手当分 5,000円	子ども手当分 8,000円	= 月額手当13,000円
-----------------	------------------	---------------

【中学生】

子ども手当分 13,000円	= 月額手当13,000円
-------------------	---------------



平成22年3月31日現在 児童手当受給者だった方



【養育する子どもが0歳から中学1年生のみの場合】

- 4月 子ども手当認定通知書が届きます。  
※児童手当を継承するため、改めて子ども手当の手続きは必要ありません。
- 6月 現況届の提出が必要です。



【養育する子どもに中学2、3年生を含む場合】

- 4月 子ども手当認定通知書と子ども手当額改定認定請求書が届きます。  
※対象となる子どもが増えるため、額改定（増額）認定請求書を提出する必要があります。
- 6月 現況届の提出が必要です。

児童手当の受給者でなかった方



【養育する子どもが0歳から中学3年生の場合】

- 4月 子ども手当認定請求書が届きます。  
※認定請求書を提出する必要があります。
- 6月 現況届の提出は必要ありません。  
※世帯主あてに発送しますが、子どもの養育者（保護者）が請求者となりますのでご注意ください。  
※公務員の方へも認定請求書が届くことがあります。勤務先からの支給となりますので、関市子ども家庭課へ提出する必要はありません。

現況届……手当を引続き受給できる要件があるかどうかを確認するためのもので、毎年6月中に、6月1日現在の状況を届け出るものです。

## 子どもの笑顔を守るために ——子ども虐待の早期発見と援助——

虐待事件が連日報道され、年間50～100人以上の幼い命が奪われています。児童虐待防止法では虐待を次のように定義しています。

- 身体的虐待（殴る、蹴る、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に締め出す など）
- 心理的虐待（言葉による脅し、無視、家族間の暴力を見せる など）
- ネグレクト（食事を与えない、入浴させない、衣服が汚れている、親の勝手に登校させない など）
- 性的虐待（性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など）

「おかしい」と思ったら、次の機関などへ連絡してください。連絡した人の秘密は守られます。連絡（通報）は国民一般の義務です。

- ・中濃子ども相談センター ☎ 0574-25-3111
- ・関市子ども家庭課 ☎ 23-7733
- ・家庭児童相談室 ☎ 23-2296
- ・保健センター、警察、近くの主任児童委員・民生委員 など

連絡を受けると、子どもの安全確認のため、担当者が家庭訪問をしたり、保護者と連絡を取ったりします。子育ての悩みについては話を聴き、いっしょに考えます。